

「静岡県産材証明制度」の手引き

1	概要	P. 1
2	県産材販売管理票のながれ	P. 2
3	県産材の分類	P. 3
4	県外委託加工早見表	P. 3
5	メリット	P. 4
6	県産材取扱業者の認定	P. 4
7	「県産材販売管理票」用紙の交付	P. 5
8	定期検査	P. 5
9	県産材販売管理票の発行・管理	P. 6
10	県産材販売管理票 市町村番号等	P. 7
11	県産材販売管理票の記入方法	P. 8
12	公共事業における静岡県産材証明制度の活用	P. 17
	(1) 土木工事 ー共通仕様書ー	P. 17
	(2) 建築工事 ー特記仕様書ー	P. 17
	(3) 公共建築物等の木造・木質化に関する基準	P. 18
	(4) 環境物品等の調達に関する基本方針	P. 25

令和5年4月

静岡県 経済産業部 林業振興課

1 制度の概要

- 「県産材証明制度」とは、県産材取扱業者が、自らの責任において静岡県産材であることを証明するため、原木生産者や原木市場を出発点とした「県産材販売管理票」を発行し、これを適正に管理、運用することにより、原木生産、加工・製造、流通、最終消費のどの位置からも、対象となる原木、製品が静岡県産材であることを証明できる仕組み。
- 「県産材証明制度」で定める「県産材」とは、以下のものです。
 - ・ 静岡県内で伐採されたスギ、ヒノキ等の原木
 - ・ 静岡県内で伐採されたスギ、ヒノキ等の原木を県内で加工・製造した加工丸太、製材品、加工品（県産材使用比率が10%以上のものに限る。）
 - ・ 前号の加工丸太、製材品、加工品を、県外で加工・製造した加工品（県産材使用比率が10%以上のものに限る。）

用語の定義

- ① 原木：樹木を伐採し枝払いをした後、樹幹を所定の長さに玉切りしたもの
- ② 製品：原木を除いた県産材で、加工丸太、製材品及び加工品
- ③ 製材品：原木から角材、割材や板を必要な寸法に切り出したもの
- ④ 加工品：上記①、②、③に規定するものに該当しない製品（人工乾燥を含む）

- 県産材の証明を行うのは、県産材取扱業者自身であり、自己責任の範囲において証明書となる「県産材販売管理票」を発行することになります。
- 静岡県木材協同組合連合会は、本制度の適正な運用が図られるように「県産材取扱業者」として認定したものを指導、研修、調査等を実施します。

「県産材販売管理票」

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票

一次・二次・三次・() 平成 年 月 日

管理票番号 (登録)業者番号) - (発行番号) - (市町番号)

様

品番・品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
合 計						

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え、「H」は記載しない。
②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

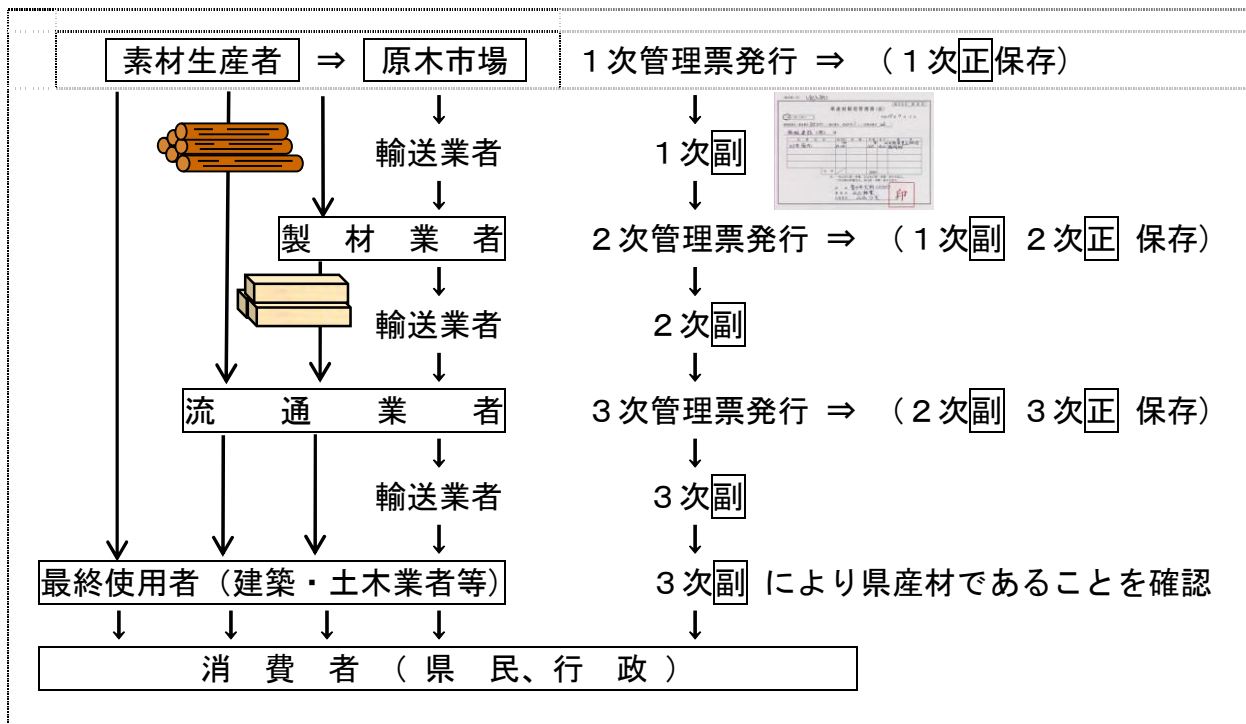
本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した県産材取扱業者のみが発行できるものです。

住 所
業 者 名
代 表 者 名 印

※県外委託加工に用いる管理票は、表題に（県外委託加工）と付記し、黄色に着色する。

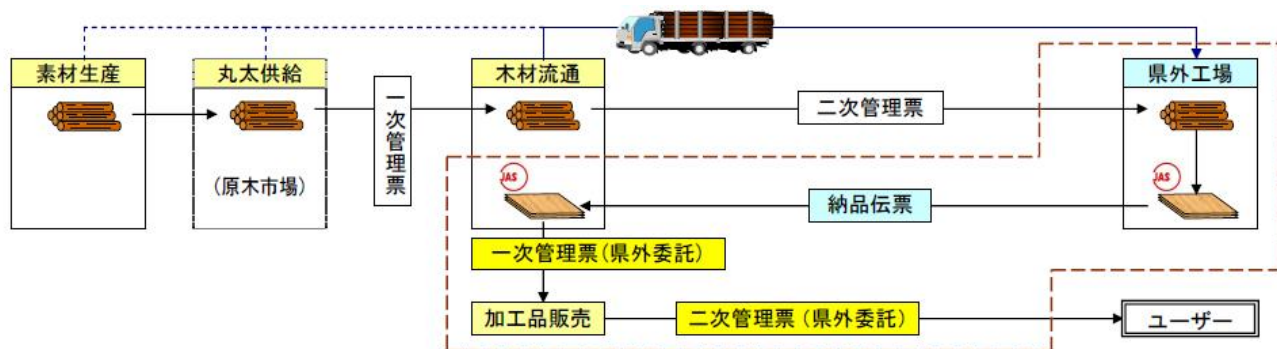
2 県産材販売管理票のながれ

(1) 原木、県内で加工・製造した加工丸太、製材品、加工品の例



○ 上図の場合、発注者には、三次県産材販売管理票 (副) が施工業者から提出される。

(2) 県外で加工・製造した加工品の例



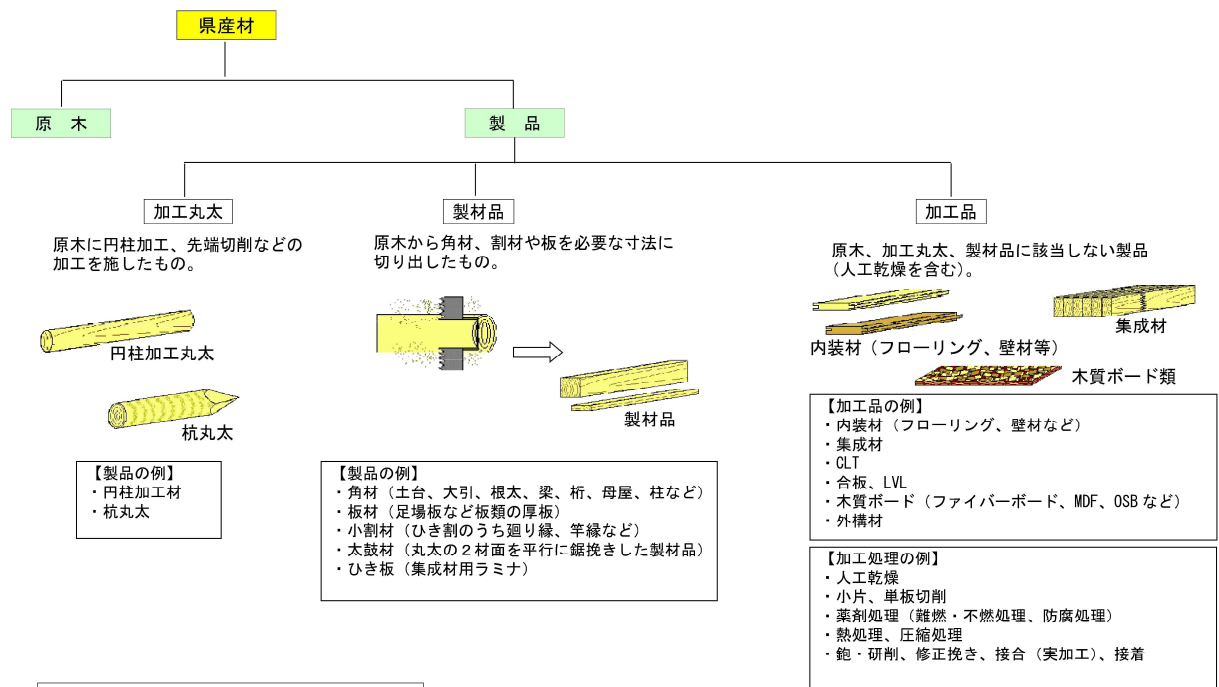
※ 点線枠内の製品流通については、「県産材販売管理票 (県外委託加工)」(黄色)を用いる。

○ 上図の場合、発注者には、二次県産材販売管理票 (県外委託加工) (副) が施工業者から提出される。

※ 県外で委託加工等により県産材製品の製造を希望する場合は、事前に静岡県木材協同組合連合会会長に申請し、認定を受ける必要があります。

3 静岡県産材証明制度 県産材の分類

静岡県産材証明制度 県産材の分類



イラストは北海道木材産業協同組合連合会 HP 引用

4 静岡県産材証明制度 県外委託加工 早見表

○：県外加工を認めるもの
×：県外加工を認めないもの

加工工程	名称	原木	加工丸太	製材品	加工品				
					内装材	集成材	合板	LVL	木質ボード
丸太	原木調達	×	×	×	×	×	×	×	×
加工丸太	杭丸太		×						
	円柱加工丸太		×						
一次加工	角材			×	×				
	板材			×	×				
	割材			×	×				
	ひき板(ラミナ)				×	×			
	小片、単板切削						○	○	○
二次加工以降	人工乾燥		○	○	○	○	○	○	○
	修正挽き		○	○	○	○			
	接合(実加工)			○	○	○			
	接着、仕上げ				○	○	○	○	○
	埋木処理			○	○	○	○	○	○
	薬剤処理		○	○	○	○	○	○	○
	熱処理、圧縮処理			○	○	○	○	○	○

5 メリット

(林業・木材関係業界)

- 産地を証明できます。(産地を明らかにすることができます。)
- 県産材をほしいという消費者への販売先が広がります。
- 登録業者の情報をホームページ等で公開、PRします。

(建築士、大工・工務店)

- 県産材を確実に利用できます。

(県民・消費者)

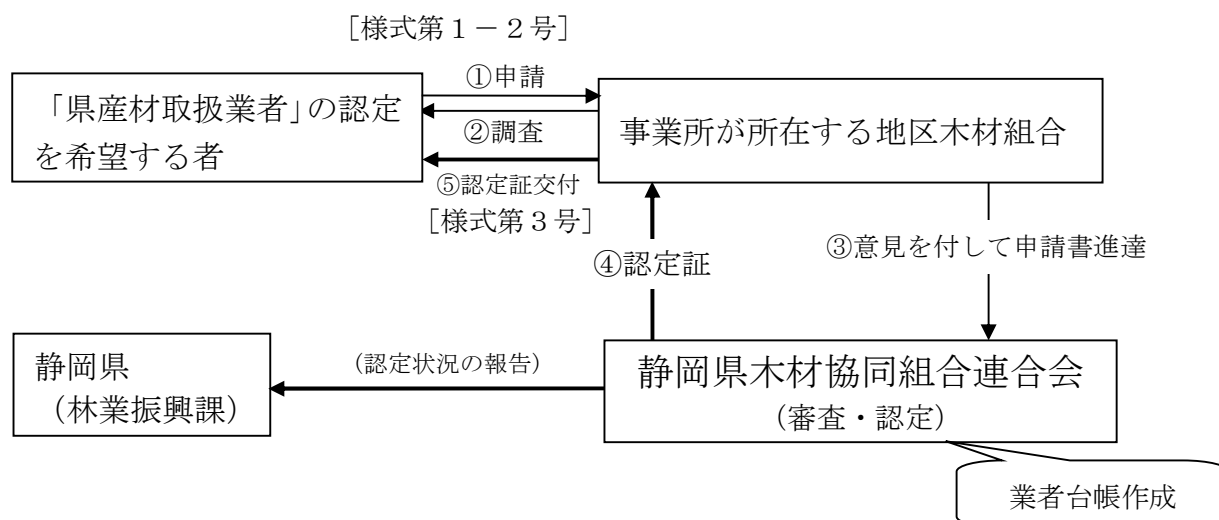
- 県産材であることを確かめることができます。
- 森林資源の循環利用が促進され、県内の身近な環境を守ることに参加できます。

(行 政)

- 公共部門での木材の利用が、県内の森林の適正な整備に還元されます。
- 基本的に、事前登録を受けた県産材取扱業者が「県産材販売管理票」を発行するため、県産材に関わる供給情報を確実に把握することができます。

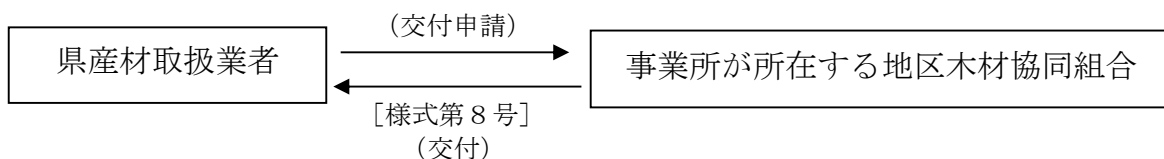
6 県産材取扱業者の認定

- 「県産材販売管理票」の交付を受けるためには、静岡県木材協同組合連合会長に木材業者登録を申請する必要があります。(申請書様式 第1-1号)



7 「県産材販売管理票」用紙の交付

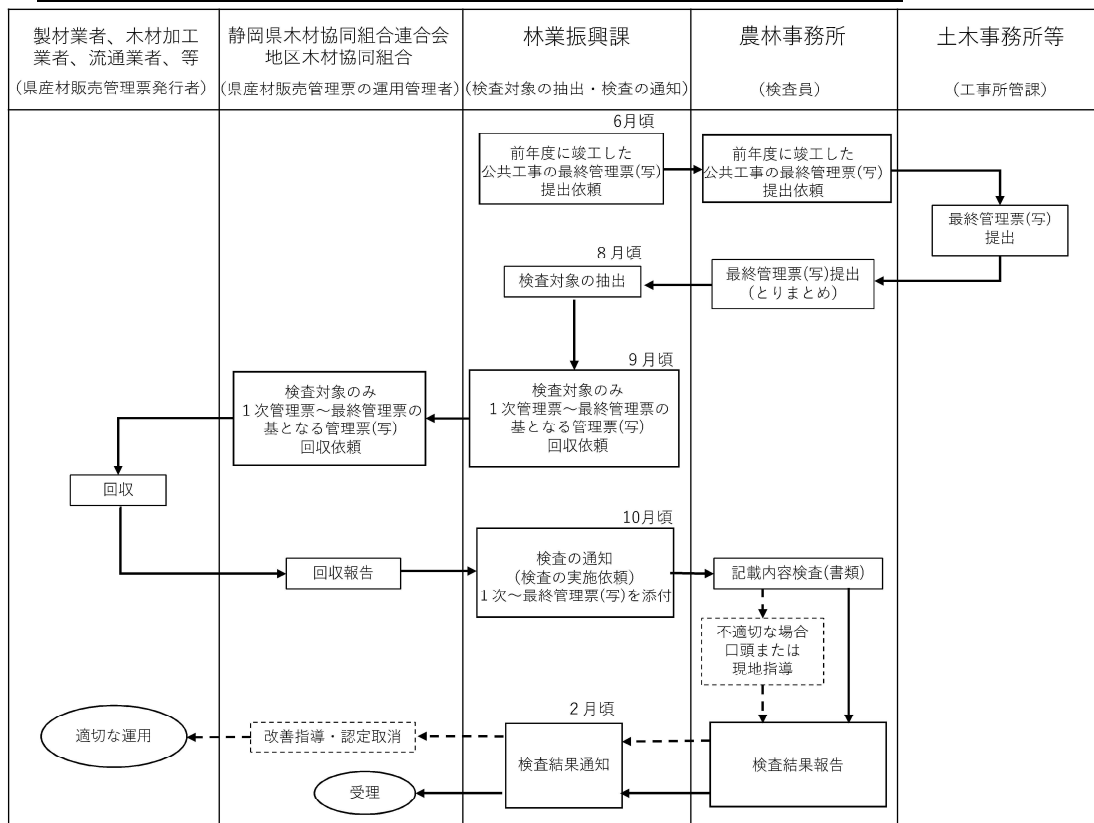
- 「県産材取扱業者」として認定された者は、県産材であることを証明する「県産材販売管理票」を付けて、木材を販売することができます。
- 仕様書に「県産材」指定のある公共工事では、産地を証明する「県産材販売管理票」の添付が求められます。
- ※ 業として伐採を行っていない等、やむを得ない事情により木材業者登録ができない森林所有者等に対しては、県が「県産材販売管理票」の発行を行います。



8-定期検査

- 県は、公共事業において使用された木材が、県産材であるか確認するため、制度の適正な運用状況を検査します。
- 静岡県木材協同組合連合会は、「県産材取扱業者」による「県産材販売管理票」の運用（発行・管理）が不適切であると認められたときは、改善指導又は認定取消を実施します。

県産材取扱業者は、定期検査等に協力する義務があります。



時期は見込

9 「県産材販売管理票」の発行・管理

「静岡県産材証明制度」が、適正に運用されるかどうかは、「県産材販売管理票」の発行・管理がうまく行われるかどうかにかかっています。

したがって、県産材取扱業者が「県産材販売管理票」を適正に発行・管理しなかった場合には、認定不適切業者として、登録の取消の対象になります。

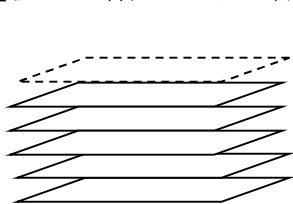
「県産材販売管理票」の適正な発行とは？

- ① 一次「県産材販売管理票」を発行できるのは、木材生産者（素材生産者、森林組合等）及び原木市場です。一次発行者は合法あるいは伐採の証明に必要な書類（①保安林伐採許可の通知書、②森林経営計画に係る伐採届、③伐採届適合通知書、④国有林の売買契約書等の写し等）を根拠にして一次発行してください。
- ② 流通・加工業者は、一次「県産材販売管理票」の副管理票がある場合のみ、それを元に二次・三次以降の「県産材販売管理票」を発行することができます。
- ③ 元となる「県産材販売管理票」の材積・本数を超えた量を記入した〇次「県産材販売管理票」を発行することはできません。

「県産材販売管理票」の適正な管理とは？

- ① 「県産材販売管理票」の貸し借りは認めません。
⇒「県産材販売管理票」は、交付された県産材取扱業者のみ使用可能です。
- ② 未利用の「県産材販売管理票」及び間違えて記入した「県産材販売管理票」は、全て保存しておきます。（不当に発行されていないか確認します。）
- ③ 「県産材販売管理票」は下記ルールに従って整理していただきます。
ア 検査等の際に混乱しないよう、発行年月日の順にわかりやすく整理すること。
イ 二次以降の「県産材販売管理票」を発行した場合は、その上に元となる「県産材販売管理票」の（副）を添付すること。
- ④ 令和5年4月1日以降に発行した「県産材販売管理票」は5年間、令和5年3月31日以前に発行した「県産材販売管理票」は3年間保存しなければなりません。

【流通段階における管理のイメージ】～仕入れた材を5件に分けて販売した場合の例～



一次「県産材販売管理票」(副)1枚)

二次「県産材販売管理票」(正)5枚)

参考) 一次管理票を元に、二次管理票をまとめて発行した場合は、全ての管理票を添付すること。

【ホッチキス等で綴じて保管】

10 県産材販売管理票 市町村番号等

管理票番号のうち「市町村番号」については、以下のコードから該当するものを記入

(令和5年4月現在)

市町村名		市町村番号	市町村名		市町村番号	市町村名		市町村番号
賀茂農林	下田市	01	志太 榛原農林	焼津市	34	天竜局	浜松市	66
	東伊豆町	02		(大井川町)	37(～H20.10)		(天竜市)	61(～H17.6)
	南伊豆町	03		藤枝市	35		(水窪町)	62(～H17.6)
	河津町	04		(岡部町)	36(～H20.12)		(佐久間町)	63(～H17.6)
	松崎町	05		島田市	38		(竜山村)	64(～H17.6)
	西伊豆町	06		(金谷町)	39(～H17.5)		(春野町)	65(～H17.6)
	(賀茂村)	07(～H17.3)		(川根町)	40(～H19.3)			
東部農林	熱海市	08	川根本町	41	西部農林	浜松市	66	
	伊東市	09	(本川根町)	41(～H17.9)		(浜北市)	67(～H17.6)	
	伊豆の国市	10	(中川根町)	42(～H17.9)		(雄踏町)	68(～H17.6)	
	(伊豆長岡町)	10(～H17.3)	吉田町	44		(舞阪町)	69(～H17.6)	
	(韮山町)	12(～H17.3)	牧之原市	45		(細江町)	72(～H17.6)	
	(大仁町)	15(～H17.3)	(榛原町)	45(～H17.10.10)		(引佐町)	73(～H17.6)	
	函南町	11	(相良町)	46(～H17.10.10)		(三ヶ日町)	74(～H17.6)	
	伊豆市	13	御前崎市	43		湖西市	71	
	(修善寺町)	13(～H16.3)	(御前崎町)	43(～H16.3)		(新居町)	70(～H22.3)	
	(土肥町)	14(～H16.3)	(浜岡町)	51(～H16.3)				
	(中伊豆町)	16(～H16.3)	掛川市	47	例外			
	(天城湯ヶ島町)	18(～H16.3)	(大須賀町)	48(～H17.3)	静岡県 99			
	三島市	19	(大東町)	52(～H17.3)	※ 原則、市町村番号を記載するが、市町まで産地を特定できない製品(合板等)については、この番号を選択することができる。			
	沼津市	20	菊川市	49	農林事務所が代理で発行する場合			
	(戸田村)	17(～H17.3)	(菊川町)	49(～H17.1)	農林事務所	業者番号		
裾野市	21	(小笠町)	50(～H17.1)	賀茂	8001～			
清水町	22	袋井市	53	東部	8301～			
長泉町	23	(浅羽町)	57(～H17.3)	富士	8501～			
御殿場市	24	磐田市	54	中部	8701～			
小山町	25	(福田町)	55(～H17.3)	志太榛原	8901～			
富士市	26	(竜洋町)	56(～H17.3)	中遠	9101～			
(富士川町)	31(～H20.10)	(豊田町)	58(～H17.3)	天竜局	9301～			
富士宮市	27	(豊岡村)	60(～H17.3)	西部	9501～			
(芝川町)	28(～H22.3)	森町	59					
静岡市	33							
(清水市)	29(～H15.3)							
(蒲原町)	30(～H18.3)							
(由比町)	32(～H20.10)							

例外(99番)について

合板のように複数産地の原木を集めて作る製品については、市町ごとに管理することができない。静岡県産材証明制度の創設から10年以上が経過し、実態にそぐわない点があったため、平成24年度に改正を行った。

1 1 県産材販売管理票の記入方法

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票

一次・二次・三次・() ← 生産者は一次に○、それ以外は元となる管理票に1を加えた数字に○ 令和 年 月 日

管理票番号 (業者登録番号) - (発行番号) - (市町番号) ← 必ず記入

↑
発行した日付を記入

*市町村番号は、一次管理票番号と同じとなる。

(販売先の事業者名を記入) 様

品番品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
スギ原木、ヒノキ柱、スギ杭丸太等						〇〇市・町(〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇) 間伐材
↑ 販売した木材の種類を記入						↑ 一次管理票の場合は、生産地を記入(必須) 間伐材の場合は、その旨を記入(必須)
						↑ 二次以降の管理票については、 一次前の管理票番号を記入(必須)
合計						間伐材の場合は、その旨を記入(必須)

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え、「H」は記載しない。

②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

上記の県産材は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

↑ 合法木材の場合は、その旨を記入する。 → (C o C 認証・合法認定等番号)

ただし、品番品名、材積等を、納品書などにより別途添付する場合は、添付書面で合法証明すること。

住所 (発行事業者の内容を記入)

登録業者名

代表者名

印

静岡県産材販売管理票（県外委託加工）

一次・二次・三次・（ ） ← 製造委託等を行った県産材取扱業者は一次に○、
それ以外は元となる管理票に1を加えた数字に○

令和 年 月 日

↑

管理票番号（業者登録番号）－（発行番号）－（市町番号） ← 必ず記入

発行した日付を記入

*市町村番号は、一次管理票番号と同じとなる。

(販売先の事業者名を記入) 様

品番品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
合板、造作用集成材等						〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇 委託加工：委託内容－委託先名
↑販売した木材の種類を記入						↑ 二次以降の管理票については、 一次前の管理票番号を記入（必須）
	合計					

注：①委託加工等：備考欄にその内容と外注先を記入する。

②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

上記の県産材は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

↑ 合法木材の場合は、その旨を記入する。 → (C o C 認証・合法認定等番号)

ただし、品番品名、材積等を、納品
書などにより別途添付する場合は、
添付書面で合法証明すること。

住所（発行事業者の内容を記入）

登録業者名

代表者名

【一次】県産材販売管理票の記入例】

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票

【一次】・二次・三次・() 産地の藤枝市(例)

平成27年 4月 1日

↓
管理票番号 2602-0101-35

株式会社 県産製材所 様

品番品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
スギ原木	4,000	16~18		10	1.2	藤枝市 間伐材
	合計				1.2	

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え、「H」は記載しない。

②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

登録業者名 静岡県森林組合連合会

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

代表者名 代表理事長 榛村純一

印

【二次】県産材販売管理票の記入例】

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票

一次・二次・三次・() 産地の藤枝市(例)の番号

平成27年 6月 1日



管理票番号 2699-0051-35

株式会社 地域材建設 様

品番品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
スギ柱	4,000	120	120	10	0.6	<u>2602-0101-35</u> 間伐材
	合計				0.6	

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え、「H」は記載しない。
 ②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

登録業者名 株式会社 県産製材所
 住 所 静岡市葵区平和町110番119号
 代表者名 代表取締役 杉山鉄彦 印

【一次】県産材販売管理票（県外委託加工）の記入例】

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票（県外委託加工）

【一次】・二次・三次・（ ） 産地の静岡市（例）

令和 年 月 日

↓
管理票番号 ××××-0001-33

株式会社△△△△ 様

品番品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
県産材集成材（スギ） 県産材 100%	1,820	910	12	1,000	20 m ³	××××-0010-33 委託加工先：〇〇株式会社
合計					20 m ³	

注：①委託加工等：備考欄にその内容と外注先を記入する。

②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

登録業者名 〇〇〇〇

住 所 静岡市葵区追手町〇〇

代表者名 〇〇〇〇 印

【二次】県産材販売管理票の記入例（県外委託加工）】

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票（県外委託加工）

一次・**二次**・三次・（ ） 産地の番号

平成27年 6月 1日

管理票番号 ××××-0001-99

株式会社 地域材建設 様

2層以上の複合材料の場合は、
それぞれの元となる管理票番号をすべて記入

品番品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
複合フローリング	950	75	15mm	500	0.5 m ³	
VWX-××××-○○-△△ (単板)			3mm			××××-0079-35
〃 (合板)			12mm			××××-0010-33
合 計					0.5 m ³	

注：①委託加工等：備考欄にその内容と外注先を記入する。
②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた
様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した
「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

登録業者名 **株式会社 静岡フローリング**
住 所 静岡市葵区平和町111番110号
代表者名 代表取締役 山田 太郎 印

販売管理票の記載 ～よくある13の間違い～

項目	説明
① 間伐材	備考欄に間伐材が未記載（2次、3次に記載なし）
② 備考	備考に基となる管理票番号が未記載
③ 市町番号	市町番号に会社所在地等を記載している
④ 業者番号	業者番号がまちがっている
⑤ 発行番号	発行番号が不適である
⑥ 生産地	1次管理票の備考に生産地が記載されていない
⑦ 発行日	発行日が1次<2次<3次となっていない
⑧ 回数	発行回数がまちがっている
⑨ 材積	材積が1次>2次>3次となっていない
⑩ 品番品名	品番品名が記載されていない
⑪ 複数市町を1枚	1市町1枚が原則でまとめることはできない
⑫ 管理票保管	前次の販売管理票（副）が保管されていない
⑬ 伐採証明保管	1次管理票の添付書類として、伐採証明等が保管されていない

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票

⑧ 一次・二次・三次・()

⑦ 平成 年 月 日

管理票番号 ((登録)業者番号) - (発行番号) - (市町番号)

④ ⑤ ③ 様

品番・品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
⑩					⑨	① ② ⑥
合 計						

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え、「H」は記載しない。
 ②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。


本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した県産材取扱業者のみが発行できるものです。

住 所
業 者 名
代 表 者 名

印

県産材と県外産材の混合製品の表示例

県産材合板の表示



コンクリート型枠用合板 (低ホル)
12×900×1,800mm
B-C
〇〇合板株式会社〇〇工場

静岡県産材型枠用合板 (県産材 60%)
静岡県産材証明制度 登録 No. 〇〇号
〇〇合板株式会社〇〇工場

県産材合板の単板構成イメージ

1層	(県外産 カラマツ)
2層	県産材 スギ
3層	県産材 スギ
4層	県産材 スギ
5層	(県外産 カラマツ)

↓

- ・ フェース、バック → 県外産カラマツ
- ・ 2～4層 → 県産材スギ

の場合、**県産材 60%**と表示する。

- ※ 柱等ムク製品以外の木材製品等は、その使用割合を表示しなければならない。(合板等の場合は、100%でも表示する)
- ※ 10%単位で表示する (切捨て)。
- ※ 複合フローリングの場合、「台板には“県産材〇〇%”の合板を使用」と表示する。

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票

一次・二次・三次・() 産地の静岡市 (例) 令和 年 月 日

管理票番号 ××××-0001-33

↓

株式会社△△△△ 様

品番・品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
県産材合板 (スギ) 県産材 100%	1,820	910	12	1,000	20 m ³	××××-0010-33
合計					20 m ³	

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え、「H」は記載しない。
②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

登録業者名 〇〇〇〇
 住 所 静岡市葵区追手町〇〇
 代表者名 〇〇〇〇 印

※ 柱等ムク製品以外の木材製品等は、その使用割合を表示しなければならない。
(合板等の場合は、100%でも表示する)

静岡県産材証明の表示指針

県産材証明制度要綱（以下、「要綱」という。）の第5条第3項に規定する「静岡県産材」の表示については、次のとおりとする。

第1 「静岡県産材」であることの表示は、公共事業等による県産材の利用を推進する観点から行うものとする。

第2 表示する事項は、次による。

1 次の事項については、必ず記載する。

- (1) 「静岡県産材」という表示
- (2) 「静岡県産材証明制度」という表示
- (3) 県産材取扱業者の登録番号
- (4) 使用割合（原木や柱等ムク製品を除く）

※県産材 100%の製品であっても、「県産材 100%」と表示する

第3 第2に規定する事項の表示は、次による。

- 1 一般的に通用する字体を使用すること。
- 2 他の表示と区別し、近接させること。
- 3 原則として、「単体」又は「梱包」ごとの表示とする。
- 4 使用割合等の表示は、次を標準とする。

県産材の使用割合	使用割合の表示方法	表示例
100 %	県産材 100%	静岡県産材合板(県産材 100%) 静岡県産材証明制度 登録No 5561 号
90%以上～100%未満	県産材 90%	静岡県産材集成材 (県産材 90%) 静岡県産材証明制度 登録No 6789 号
80%以上～ 90%未満	県産材 80%	静岡県産材型枠用合板(県産材 80%) 静岡県産材証明制度 登録No 7738 号
~~~~~		
10%以上～ 20%未満	県産材 10%	静岡県産材MDF (県産材 10%) 静岡県産材証明制度 登録No 8253 号

## 1 2 公共事業における静岡県産材証明制度の活用

土木工事については共通仕様書、建築工事（木工事）については、特記仕様書により、木材を使用するときには原則「県産木材」を使用することが指定されています。

また、静岡県産木材であることを証明する書類として、最終の「県産材販売管理票」（副）を監督員に提出することになっています。

### (1) 土木工事 ー共通仕様書ー

(R4～土木工事共通仕様書)

#### 1-1-46 県産木材の使用

1. 受注者は、木材の使用に当たっては原則として「県産木材」を使用するものとし、それにより難しい場合は監督員と協議するものとする。なお、「県産木材」とは、「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。
2. 受注者は、施工計画書の主要資材の項目欄に木材の購入業者名を記載し監督員に提出するものとする。
3. 受注者は、木材の購入先が「県産材取扱業者」（「静岡県産材証明制度要綱」第3条）の場合には、「使用材料品質証明書」において県産材取扱業者認定書の写しを添付して提出しなければならない。また、木材の購入先が、知事から「県産材販売管理票」※の交付を受けた者（「静岡県産材証明制度要綱」第9条）の場合には、発行番号が記載された内容未記入の県産材販売管理票の写しを添付して提出するものとする。  
※「県産材販売管理票」は、静岡県木材協同組合連合会の「静岡県木材業者登録簿」に登載され、「県産材取扱業者」として認定された者または知事が「県産材販売管理票」の交付を行った者から木材を購入した場合には、その発行を受けることができる。
4. 受注者は、「県産木材」であることを証明する書類として、「県産材販売管理票（副）」を完成届に添付して提出するものとする。
5. 受注者は、支障木等現地発生材を使用する場合には、「県産材販売管理票（副）」の提出の代わりに、現地において監督員の確認を受けることとする。
6. 受注者は、工事で使用された全ての県産木材の利用量について、工事完成時に発注者に報告しなければならない。

### (2) 建築工事 ー特記仕様書ー

(R4～建築工事特記仕様書)

#### 12章 木工事

##### 1 施工一般

材料のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆又は標準仕様書 12.2.1(1)(ウ)(b)による

##### 2 製材

県内産木材の適用がない場合でも可能な範囲で県内産木材の使用に努めること  
報告：静岡県産材証明制度の「県産材販売管理票」により報告すること

- ・合法的に生産された木材を使用すること

報告：木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

(平成18年2月15日・林野庁作成)に準拠した証明書により報告すること

### (3) 公共建築物等の木造・木質化に関する基準

#### 1 趣 旨

静岡県では、平成13年度に「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」を策定した。この方針に基づき、公共施設等において積極的な県産材利用を全庁的に取り組んできたところである。

各部局において一層の取組が実行されるよう、木造化や木質化を図る基準として明示するものである。

#### 2 基準の概要

##### (1) 構造の木造化

建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物等において、木造化を推進する。

##### (2) 混構造の採用

木造と非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等から有利な場合もあることから、その採用も積極的に推進する。

##### (3) 内装等の木質化

施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等、建築物に求められる機能等から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を推進する。

#### 3 これまでの取組内容

時 期	内 容
平成15年 2月 4日	木材需要拡大庁内会議・幹事会にて説明
4月18日	各部局に基準（案）の意見照会
5月15日	木材需要拡大庁内会議・幹事会で説明、意見を再照会
6月 4日	木材需要拡大庁内会議にて基準（案）の内容を協議
	15年度は基準（案）をもとに試行
7月～8月	説明会を開催
～3月末日	課題を整理し、基準（案）を見直し
平成16年 4月～	本格的運用
平成23年 3月～	“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン（第3期）の策定を受け、基準を改定
平成28年 2月～	“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン（第4期）の策定を受け、基準を改定
平成30年 3月～	“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン（第5期）の策定を受け、基準を改定
令和4年 3月～	“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン（第6期）の策定を受け、基準を改定

## 公共建築物等の木造・木質化に関する基準

### (目的)

第1 静岡県では、平成13年度に「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」を策定して、全庁的に公共建築物等において木材利用に取り組んでいるところである。

公共建築物等の木造化等を一層推進するため、ここに「公共建築物等の木造化・木質化に関する基準」を定め、各部局の自主的な取組を促進する。

### (用語の定義)

第2 この基準に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 「公共建築物等」とは、次に掲げる建築物をいう。

ア 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条において定める公共建築物

イ 地方公共団体からの補助事業等により整備されるアに掲げる公共建築物以外の建築物

(2) 「建築」とは、公共建築物等の新築、改築及び増築をいう。

(3) 「木造化」とは、建築する施設の主要な構造材（柱・梁・桁）に木材（集成材・LVL・CLTを含む。）を利用することをいう。

(4) 「木質化」とは、建築する施設の内・外装に木材を利用することをいう。

(5) 「県産材」とは、「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。

(6) 「木質耐火部材等」とは、大臣認定を受けた耐火性能及び準耐火性能を有する木質系の構造部材及び工法を言う。

### (木造化の推進)

第3 公共建築物等の建築にあたっては、建築基準法をはじめとする関係法令や基準等の範囲内で、別表を基本に木造化を図る。ただし、施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等の理由により、木造が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

2 木造が困難な公共建築物等にあっては、木造と他構造との混構造を検討する。

3 木造化に当たっては、劣化対策や維持管理・更新の容易性の確保に配慮する。

### (木質化の推進)

第4 内・外装において建築基準法に照らして木材の使用が可能な部分（床、壁、天井及び窓枠等）は、積極的に木質化を図る。

### (新たな木質部材の活用)

第5 木造化や木質化に当たっては、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組む。

### (県産材の使用)

第6 使用する木材は、県産材を基本とする。

別表 公共建築物等の木造化に関する基準

公共建築物等は、下表のとおり建築物の用途、階数、規模毎に木造化を図る。

建築物の用途		建築基準法別表第1	建築物の階数	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）	
				3,000 m ² 以下	3,000 m ² 超
集会	集会場、公会堂、劇場等	(一)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (客席の床面積の合計が200 m ² 以上の場合)
			1階建		
居住	県営住宅、職員住宅、寄宿舎等	(二)項	3階建	木造化を検討する。 ^{※2}	
			2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2階部分の床面積の合計が300 m ² 以上の場合)
			1階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
医療福祉 ^{※3} 宿泊	児童・老人・社会福祉施設、病院、宿泊施設等	(二)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2階部分の床面積の合計が300 m ² 以上の場合)
			1階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
教育	学校、図書館、美術館、体育館、スポーツ施設等	(三)項	3階建	木造化を検討する。 ^{※2}	
			2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2,000 m ² 以上の場合)
			1階建		
観光	物品販売所、飲食店、観光施設、公衆浴場等	(四)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2階部分の床面積の合計が500 m ² 以上の場合)
			1階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
倉庫		(五)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (延べ面積が1,500 m ² 以上の場合)
			1階建		
自動車車庫		(六)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (延べ面積が150 m ² 以上の場合)
			1階建		
上記以外のすべて (庁舎、事務所、研究所等)			3階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
			2階建		
			1階建		

(注意) 表中の建築物の用途等に関する用語の定義や木造化に関する耐火性能等の基準や規制は全て建築基準法による。

※1 「木造化する。」のうち1,000 m²超の建築物は、建築基準法第26条の規定に適合させる(床面積1,000 m²以内ごとに防火壁の設置等)。

※2 「木造化を検討する。」建築物は、準耐火建築物若しくは燃えしる設計等による建築物又は耐火建築物が要求される。

検討に当たっては、木質耐火部材等の活用を考慮する。

また、以下の場合に大断面木材などを活用して耐火性の高い材料で被覆する等の措置によらずに準耐火構造等にできることとする。

① 延べ面積が3,000 m²を超える大規模な建築物について、火災の拡大を3,000 m²以内に抑えるために必要な性能を有する壁等を設けた場合[建築基準法第21条]

② 3階建ての学校等について、天井の不燃化又は庇・バルコニーの設置など、区画を超えた早期の延焼を防止する措置を講じた場合[建築基準法第27条]

- ※3 福祉施設は、建築基準法別表第1第(二)項に該当する建築物をいう。  
 具体的には、児童福祉施設（保育所や助産施設）、老人福祉施設（老人デイサービスセンターや特別養護老人ホーム）、社会福祉施設等をいう。

（上記基準の適用除外）

防火地域若しくは準防火地域に指定された地域で、下表に掲げる規模の建築物を建築する場合は、上表によらず、別途木造化を検討すること。

	防火地域の場合	準防火地域の場合
耐火建築物 又は 延焼防止建築物※ ¹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数3以上の建築物（面積は問わない）となる場合</li> <li>・階数2以下、延べ面積100㎡超の建築物となる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数4以上の建築物（面積は問わない）となる場合</li> <li>・階数3以下、延べ面積1,500㎡超の建築物となる場合</li> </ul>
準耐火建築物 又は 準延焼防止建築物※ ²	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数2以下で延べ面積100㎡以下の建築物となる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数3で延べ面積1,500㎡以下の建築物となる場合</li> <li>・階数2以下で延べ面積500㎡を超え1,500㎡以下の建築物となる場合</li> </ul>

※1 建築基準法施行令第136条の2第(一)項口に規定する建築物

※2 建築基準法施行令第136条の2第(二)項口に規定する建築物

（参考）建築基準法における耐火建築物と準耐火建築物の概要

耐火建築物	準耐火建築物
<p>耐火建築物にするには、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要構造部を耐火構造にする。</li> <li>2 耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐えられるようにする。</li> </ol> <p>のいずれかにする必要があり、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する必要がある。</p>	<p>準耐火建築物にするには、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要構造部を準耐火構造にする。</li> <li>2 外壁を耐火構造にする。</li> <li>3 主要構造部を不燃材料にする。</li> </ol> <p>のいずれかにする必要があり、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する必要がある。</p>
<p>木材を使った耐火建築物にするには、一般的には、1の<u>主要構造部を耐火構造にすることにより火災が終了するまで耐えられるようにする方法</u>を採用する。</p> <p>具体的には、木質耐火部材等を活用することで、耐火構造としての性能を確保する。</p>	<p>木材を使った準耐火建築物にするには、一般的には、1の<u>主要構造部を準耐火構造する方法</u>を採用する。</p> <p>具体的には、次のことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要構造部分において、石膏ボード等の不燃材料・準不燃材料で防火被覆して木材を使用する。</li> <li>・柱及び梁については「燃えしろ設計」を用いる（石膏ボード等の防火被覆を用いずに木のあらわしを見せたまま木材を使った準耐火構造とすることも可能）。</li> </ul>

# 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律（令和3年10月1日施行）（概要）

## I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資するため、国、地方公共団体の責務等を明らかにし、木材利用促進本部※が策定する建築物における木材の利用の促進に関する基本方針等について定め、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置等について定める。※木材利用促進本部：農林水産大臣を本部長、関係大臣（総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣等）本部員として農林水産省に設置

## II. 法律の内容

### 1 基本理念（第3条）

（1）木材の利用の促進は、森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られるものとする。

（2）木材は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源に代替することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られるものとする。

（3）木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村その他の地域の経済の活性化に資するものとする。

### 2 国の責務（第4条）

国は、基本理念にのっとり、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※ 公共建築物とは、次のものをいう。

- ① 国・地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物
- ② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

### 3 地方公共団体の責務（第5条）

基本理念にのっとり、地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

### 4 事業者、国民の努力（第5、6条）

事業者及び国民は、基本理念にのっとり、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国や地方公共団体が行う木材利用の施策に協力するよう努めるものとする。林業、木材産業の事業者は、基本理念にのっとり建築木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

## 5 木材利用促進の日及び木材利用促進月間（第9条）

毎年10月8日を木材利用促進の日、10月の1か月間を木材利用促進月間とし、木材利用の促進について国民の理解を深める。

## 6 基本方針の策定（第10条）

木材利用促進本部は、国が整備する建築物における木材の利用の目標等を内容とする、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

## 7 都道府県及び市町村における方針の策定（第11、12条）

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する建築物における木材の利用の目標等を内容とする、建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

## 8 建築物における木材利用の促進（第13、14条）

木造建築物の設計・施工に係る先進的な技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性、住宅における木材利用に関する情報提供、住宅における木材利用の促進のための情報提供等に必要な措置を講ずるよう努める。

## 9 建築物木材利用促進協定（第15条）

国、又は地方公共団体及び事業者等は、建築物における木材の利用に関する構想及び国又は地方公共団体による建築物木材利用促進構想等の達成するための情報の提供などを定めた協定を締結することができる。

## 10 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保（第16、17、18条）

- (1) 国及び地方公共団体は、強度、耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造コストの低廉化技術の開発、普及の促進に必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- (3) 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

## 11 公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒いやしの醸成のための木材の利用（第22条）

国及び地方公共団体は、木材を公共施設の工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成や利用者等を癒すものであることから、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努める。

## 12 木質バイオマス製品・木質バイオマスエネルギーの利用（第23、24条）

国、及び地方公共団体は、木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

## 13 表彰（第31条）

国及び地方公共団体は、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努める。

## Ⅲ. 施行期日

令和3年10月1日



## 「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」の概要

### 1 目的、位置付け

- ・ 本県が公共部門において率先して県産材の利用を進めるため、利用目標と取組、推進体制などを定めた。
- ・ このプランは、平成 22 年 10 月 1 日に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく県方針として、平成 22 年度に策定し、令和 4 年 3 月に改定した。

### 2 対 象

- ・ 県産材の利用を推進する主体は、県、市町並びに企業をはじめとした県民を対象とする。
- ・ 公共部門の県産材の利用を推進する対象は、公共施設整備（公共建築物等、公共施設における工作物及び木質バイオマス利用）と公共土木工事とする。
- ・ 民間部門の県産材の利用を推進する対象は、住宅や非住宅建築物等とする。

### 3 期間と目標

期 間	令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間		(前期計画)
県産材利 用の目標	公共施設整備	28,800 立方メートル	(24,800 立方メートル)
	公共土木工事	63,200 立方メートル	(59,200 立方メートル)
	計	92,000 立方メートル	(84,000 立方メートル)

### 4 取 組

- ・ 建築物の木造化と木質化の徹底、木質バイオマスの利用などで、目標の達成を図るほか、新たな取組を追加した。

公共施設 整 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共建築物の木造化・木質化の徹底（低層は木造化、中・高層は木造と鉄骨造等の混構造の採用、内装の木質化の推進など）</li> <li>・ 公共施設における工作物や木質バイオマスでの利用推進</li> </ul>
公共土木 工 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材使用工種、仮設・保安資材、土木資材での利用推進</li> </ul>
新 た な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物木材利用促進協定の締結促進</li> <li>・ 木材として建築物等に貯蔵される炭素量表示の促進</li> </ul>

## (4) 環境物品等の調達に関する基本方針

### 1 目的

静岡県における環境物品等の調達を計画的に推進するため、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）第10条に基づき、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、静岡県の事務、事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。

### 2 適用機関

この基本方針は、県の知事部局、企業局、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会、警察本部に適用する。

### 3 公共工事の取扱い

公共工事については、県の調達の中でも金額が大きく、県民経済に大きな影響力を有し、また県が率先して環境負荷の低減に配慮した公共工事を実施することは、民間事業者の取り組みを促す効果も大きいと考えられることから、積極的にその調達を推進していくものとする。

なお、具体的な調達に当たっては、事業毎に必要な強度や耐久性、機能の確保について配慮し、併せてコスト縮減に留意する等、総合的な観点から検討を進め、調達していくものとする。

### 4 特定調達品目及び判断基準等（抜粋）

公共工事	判断基準 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
------	-------------------------------------------------------------------------

表1（資材、建設機械、工法及び目的物の品目）

	分類	品目分類	品目	判断基準
公共工事	資材	小径丸太材	間伐材	表2
		製材等	製材	
			集成材・合板・単板積層材・直交集成板	
		フローリング	フローリング	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
木質系セメント板				

表2（資材）

品目分類	品 目 名	判 断 の 基 準 等
小径丸太材	間伐材	<p>判断基準</p> <p>①間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。</p> <p>②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <hr/> <p>配慮事項</p> <p>○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

品目分類	品 目 名	判 断 の 基 準 等
製材等	製材	<p>判断基準</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <hr/> <p>配慮事項</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもので、なるべく地域材を使用すること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p>

	<p>集成材 合板 単板積層材 直交集成板</p>	<p>判断基準</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/1以下かつ最大値で0.4mg/1以下であること。</p> <hr/> <p>配慮事項</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。また、なるべく地域材を使用すること。</p>
--	---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。証明にあつては、同ガイドラインによるもののほか「静岡県産材証明制度」の「県産材販売管理票」(合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を記載するものに限る。)による確認を含む。

ー以下省略ー

【SDO】 常用資料/030. 計画・方針/用度（物品・印刷・車両）／環境対策／静岡県環境物品等の調達に関する基本方針

【URL】 <http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-030/earth/green/green16.html>